

松山商議会 規約



平成 19 年 2 月 15 日

松山商議会 規約

第一条

名 称

本会の名称は、「松山商議会」とする。

第二条

目 的

本会は、あらゆる職種の人々が集まり、(人脈)(自己向上)(知識)に関して研究及び啓蒙を行うとともに、若者の特権である好奇心(冒険心)を最大に活かし常に前進し、より深くより広い人間関係を築き上げ、あらゆる困難や、試練にも打ち勝つ強い精神を育て、自己の資質向上を図ることを目的とする。

第三条

事業年度

本会の事業年度は毎年2月1日に始まり、翌年1月31日までとする。

第四条

第一項

会員資格

本会の会員は松山市及び松山市近郊に住み、善良なる社会人であること。尚、公式行事には原則出席することとする。

第二項

入 会

本会に入会を希望するものは下記に定める手続を行うこと。

1. 当会の事前説明を受けること
2. 役員承認をうけること。

第三項

退 会

会員は本会に退会する旨を通知し、退会できる。

会員は次に掲げる理由によって退会する。

1. 本会の会員としての資格の喪失。
2. 死亡

第四項

会員資格の喪失

本会は下記に該当する会員を役員会の決議により除名することができる。

1. 本会の目的に反する行為を行った会員
2. 規約に反した会員

第五項

ゲスト

ゲストとは松山商議会に興味または参加意欲のある人物を言う。もしくは、相談を受け意見を述べ、指導・助言をする人物を言う。

第五条

第一項

入会金

会員は入会にあたって入会金3,000円を納入する。

第二項

会 費

会費は1ヶ月2,000円、年額24,000円とする。尚、会費の一括納入も可能とする。会費の納入は年度末までに納入しなければならない。

新入会員は入会承認の当月から月割りとする。年度途中の除名に関しては、会費を返還しないものとする。

ゲスト(2度目以降)は例会参加につき1,000円とする。

第三項

収 支

本会の経費は会費、その他収入をもって充てる。

第六条

第一項

役員

本会に次に掲げる役員を置く。

.会長1名、 .副会長1名、 .幹事3名(うち幹事長1名) .会計1名、 .書記2名(うち書記長1名) .監査1名

尚、会長はその政策に必要と思われる役員を、任意に増職、増員することができる。

第二項

役員選出

会長は会員のうちから選出する。ただし再任を妨げない。会長選出は立候補を原則とするが、立候補者がいない場合は現役員がその候補者を選出する。立候補者が一名の場合は信任をとり、多数の場合は選挙にて決定する。副会長は会員のうちから選出する。ただし再任を妨げない。会長・副会長は原則として1月の臨時総会で承認、決定する。その他役員は本会長、副会長が会員のうちから選出し、2月総会で発表する。

第三項

役員任期

役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

任期の満了又は辞任によって退任した役員は後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。補欠で選任された役員任期は前任者の後任期間とする。

第七条

第一項

公式行事

事項に挙げる公式行事を行い、会員は原則全員出席とし、費用は会費を使用することができるものとする。

第二項

総会

総会は年間1回、2月の第3木曜日に開催する。

第三項

例会

例会は原則として、毎月第3木曜日に開催する。

第四項

パーソン

パーソンは年2回開催される名刺交換会である。

第五項

その他の公式行事

その他の公式行事とは、前項以外に会員間で協議し、役員が承認した行事とする。

第八条

第一項

臨時総会

臨時総会は役員任期中の解任・退会または役員増員、規約の変更、その他規約に該当しない事例が起こった場合、行うことができる。

第二項

議長選出

議長選出は、候補を募り決定する。候補がない場合は本会会長が務める。

第九条

慶弔

本会は会員の慶弔に関して、役員で協議し、祝意又は弔意を表す。

第十条

規約の変更及び追加

役員会で協議したうえ、総会で発表し過半数の賛同を得て承認決定する。

この規約は、平成19年2月15日より効力を発揮する。